

事務連絡  
平成25年12月10日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
新型インフルエンザ対策推進室

### 特定接種に関する医療機関の登録等について

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきましてはご尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙1「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）」、別紙2のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）、別紙3のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（医療分野）の登録要領、別紙4「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別紙5「特定接種（医療分野）の登録Q&A」を定めました。

つきましては、内容を十分に御了知していただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。

特に、新型インフルエンザ等発生時における医療機関内の体制整備を図るとともに、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う特定接種の登録を予定している歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所から特定接種を実施するために貴会会員へ接種実施医療機関としての協力依頼があった場合には、「特定接種の接種体制に関する覚書」を取り交わす等、特定接種の実施に関して連携体制を構築していただくようお願いいたします。

○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細に於いて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
法第三十一条第一項に規定する患者	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係

<p>等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業</p>	<p>型インフルエンザ等医療提供を行う事業</p>	<p>る業務</p>
<p>重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業</p>	<p>国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務</p>

立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事

---

<p>社会保険・社会福祉・介護事業</p>	<p>業</p> <p>介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。）          指定居宅サービス事業          指定地域密着型サービス事業          老人福祉施設          有料老人ホーム          障害福祉サービス事業          障害者支援施設          障害児入所支援施設          救護施設          児童福祉施設</p>	<p>要介護度三以上、障害程度区分四以上（障害児にあつては、短期入所に係る障害児程度区分二以上）又は未就学児の利用者であつてサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務</p>
-----------------------	---	--

<p>医薬品・化粧品等 卸売業</p>	<p>医薬品卸売販売業</p>	<p>新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は配送の業務</p>
<p>医薬品製造業</p>	<p>医薬品製造販売業 医薬品製造業</p>	<p>新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務</p>
<p>医療機器修理業</p>	<p>医療機器修理業</p>	<p>新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急</p>
<p>医療機器販売業</p>	<p>医療機器販売業</p>	<p>医療提供又は新型インフルエンザ等に係る</p>
<p>医療機器賃貸業</p>	<p>医療機器賃貸業</p>	<p>予防接種に用いる医療機器の修理、販売、賃貸又は配送の業務</p>
<p>医療機器製造業</p>	<p>医療機器製造販売業 医療機器製造業</p>	<p>新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務</p>

ガス業	ガス業	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務
銀行業	中央銀行	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務
空港管理業	空港機能施設事業	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走路等維持管理の業務
航空運輸業	航空運送業	航空機の運航、客室対応、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	船舶による緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十四条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の運送の業務

<p>通信業</p>	<p>鉄道業</p>	<p>電気業</p>
<p>固定電気通信業 移動電気通信業</p>	<p>鉄道業</p>	<p>電気業</p>
<p>通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務</p>	<p>運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務</p>	<p>発電所若しくは変電所の運転監視若しくは保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調達、送配電線の保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、電力系統の運用若しくは監視若しくは故障若しくは障害対応又は通信システムの維持若しくは監視若しくは</p>



	道路貨物運送業	道路旅客運送業	放送業	郵便業 映像・音声・文字
	一般貨物自動車運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	公共放送業 民間放送業	郵便業 新聞業
<p>くは保修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務</p>	<p>トラックによる緊急物資の運送の集荷若しくは配送若しくは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務</p>	<p>旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の運転、運行管理又は整備管理の業務</p>	<p>新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編成若しくは番組制作若しくは番組送出若しくは現場からの中継若しくは放送機器の維持管理又は放送システム維持のための専門的な要員の確保の業務</p>	<p>郵便物の引受又は配達の業務 新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエ</p>

工業用水道業	河川管理・用水供給業	銀行業	情報制作業
工業用水道業	河川管理・用水供給業	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	
浄水管理、水質検査、配水管理又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障	ダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくはは障害対応の業務	現金の供給、資金の決済、資金の融通又は金融事業者間取引の業務	ンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編集若しくは制作、印刷若しくは販売店への発送又は編集若しくは制作システムの維持のための専門的な要員の確保の業務

	<p>下水道業</p> <p>下水道処理施設維持管理業                  下水道管路施設維持管理業</p>	<p>若しくは障害対応の業務</p> <p>処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務</p>
<p>上水道業</p>	<p>上水道業</p>	<p>浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務</p>
<p>金融証券決済事業</p>	<p>全国銀行資金決済ネットワーク</p>	<p>金融機関間の決済又はC D若しくはA T Mを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務</p>
	<p>金融商品取引所等</p>	<p>銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務</p>
<p>金融商品取引清算機関</p>		<p>有価証券や派生商品の取引に基づく債務の業務</p>

熱供給業	石油製品・石炭製品製造業	石油・鉱物卸売業	
熱供給業	石油精製業	石油卸売業	振替機関
熱供給業	<p>燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはの業務</p>	<p>管、出荷又は販売の業務</p>	<p>引き受け又は取引の決済の保証の業務          売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務</p>

<p>食料品製造業</p>	<p>各種商品小売業</p>	<p>飲食料品小売業</p>
<p>缶詰・農産保存食料品製造業          精穀・製粉業          パン・菓子製造業          レトルト食品製造業          冷凍食品製造業</p>	<p>百貨店・総合スーパー</p>	<p>各種食料品小売業          食料品スーパー          コンビニエンスストア</p>
<p>食料品の製造、資材調達又は出荷の業務</p>	<p>食料品若しくは生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務</p>	<p>システムの保守若しくは管理の業務          食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務</p>

	<p>めん類製造業          処理牛乳・乳飲料製造業（育          児用調製粉乳に限る。）</p>	<p>飲料小売業</p>	<p>その他の生活関連          サービス業</p>	<p>その他小売業</p>
<p>めん類製造業          処理牛乳・乳飲料製造業（育          児用調製粉乳に限る。）</p>	<p>食料・飲料卸売業          卸売市場関係者</p>	<p>燃料小売業（LPガス及びガ          ソリンスタンドに限る。）</p>	<p>火葬・墓地管理業          冠婚葬祭業</p>	<p>ドラッグストア</p>
<p>食料品若しくは原材料の調達、配達又は販          売の業務</p>	<p>オートガススタンドにおけるLPガスの受          入若しくは保管若しくは販売若しくは保安          点検又はサービスステーションにおける石          油製品の受入若しくは保管若しくは配送若          しくは販売若しくは保安点検の業務</p>	<p>遺体の火葬の業務</p>	<p>遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れ          る業務（創傷の手当、身体の清拭、詰め物          又は着衣の装着に限る。）</p>	<p>生活必需品の調達若しくは配達又は消費者          への販売の業務</p>

<p>廃棄物処理業</p>	<p>新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業</p>
<p>産業廃棄物処理業</p>	<p>独立行政法人（特定独立法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業</p>
<p>医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務</p>	<p>公務員と同様の事務の業務</p>

○厚生労働省告示第三百七十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第二条 医療の提供の業務を行う事業者は、この規程の定めるところにより、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（第四条第一項において「管理台帳」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。



3 前項の有効期間満了の後引き続き医療の提供の業務を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。

(登録申請書の提出等)

第三条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人にあつては、代表者の氏名
- 四 事業の種類(新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。)の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。)
- 五 対象業務(基準告示の表の下欄に掲げる対象業務をいう。以下同じ。)に従事する者が所属する事業所名及びその所在地
- 六 事業所ごとの対象業務の従事者数
- 七 新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を作成していること

八 法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種が行われる医療機関名及びその所在地

九 第五条第一項の規定に該当しないこと

十 その他必要な事項

2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付けるものとする。

4 厚生労働大臣は、必要に応じ、業務継続計画その他必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の実施)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を管理台帳に登録するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録を受けた事業者に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた事業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 事業の種類

三 対象業務に従事する者が所属する事業所及びその所在地

四 登録年月日

五 登録番号

(登録をしない場合)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、当該登録申請書を提出した事業者が第九条第四号又は第五号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しないとき又は登録申請書中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該登録申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

(変更の届出)

第六条 登録を受けた事業者は、第三条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合(軽微な変更があつた場合を除く。)においては、三十日以内に、その旨の登録変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 第四条第一項及び前条の規定は前項の登録変更届出書の提出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第七条 登録を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。

- 一 個人事業者が死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
- 三 法人が破産手続き開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 対象業務に係る事業を廃止したときは、当該登録を受けた事業者

(勧告)

第八条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の適正な運営を確保するため、当該事業者に対して必要な勧告をすることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
- 二 登録を受けた対象業務に関し不正な行為をしたとき。

(登録の消除)

第九条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者

の登録を消除するものとする。

- 一 第七条の規定による届出があつたとき。
- 二 第七条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 前条第二号に該当し情状が特に重いとき。
- 六 正当な理由がなくて第六条第一項の登録変更届出書の提出を怠つたとき。
- 七 前条の規定による勧告に従わないとき。

## 特定接種（医療分野）の登録要領

### 1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号。以下「登録手続告示」という。）に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものである。

### 2 登録事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録対象となり得る事業者は、以下の 2 つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添 1 の表の「事業の種類の詳細目」に記載された事業（以下「医療提供事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 業務継続計画※（診療継続計画）を作成していること。  
※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第 4 条第 3 項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意すること。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添 1 の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録するものとする。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録事業者と同様に、特定接種登録申請書（別添 2。以

下「登録申請書」という。)を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとする。(法第28条第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。)ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県を経由せず、防衛省が直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとする。

### 3 登録及び報告の周知

厚生労働省は、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。)の協力を得ながら、特定接種の登録対象となり得る事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても同様とする。

### 4 登録及び報告方法

本要領に基づき、厚生労働省に登録又は報告する場合においては、登録申請書(Excelシート)を都道府県から配布する(ホームページからダウンロード等を行うものとする)。登録対象となり得る事業者は必要事項を記載して、当該事業所が所在する都道府県にE-mailで提出する。提出を受けた都道府県は登録申請内容を確認の上で、取りまとめて、厚生労働省に提出する。また、やむを得ない理由により、登録申請書のダウンロード等やE-mailによる提出ができない事業者に対しては、都道府県が紙での配布・受付を行う。この場合、都道府県は、紙で受け付けたものを登録申請書(Excelシート)に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mailで厚生労働省に提出する。

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、各郡市区歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出する。

登録申請書の配布から確認までは、原則として各保健所が行うものとする。また、都道府県は保健所を設置する市及び特別区に対しては協力を求めるものとする。

厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、当該事業者の登録申請内容について、申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳(以下「管理台帳」という。)に登録を行う。なお、登録申請内容に疑義がある場合には、都道府県等を経由し、必要に応じて当該申請事業者に対して登録対象業務の従事者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととする。

### 5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

(申請者情報)

事業者名  
代表者の氏名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

(事業所情報)

設立区分  
施設区分  
歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名 (歯科診療所のみ記載)  
事業所名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス  
事業の種類  
業務継続計画 (診療継続計画) を作成していること  
登録対象業務の従業者数  
うち申請事業者の従業者数  
うち外部事業者の従業者数

(接種実施医療機関情報)

医療機関名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

登録事項の記載に関する詳細は、別途定めることとするが、登録事項に関する基本的な



考え方は以下のとおりである。

(業務継続計画)

登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）においても業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとする。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

(接種実施医療機関)

病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

(常勤換算)

登録すべき従業者数については、常勤換算したものとする。

(外部事業者の考え方)

登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に

基づく登録を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録することとする。

## 6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。(公表をもって連絡したものとする。) また、報告のあった公設医療機関についても、登録事業者と同様に公表するものとする。

なお、今回登録された事業者は、平成 26 年度中に Web システムが稼働した際には、厚生労働省がデータを移行するため、再度登録する必要はない。ただし、7に記載のとおり、有効期限満了の後も登録を希望する場合は、登録更新の申請が必要である。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとする。

## 7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。平成 26 年度中に稼働予定の Web システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内を E-mail で通知する予定である。

## 8 登録の変更及び廃業の届出

登録事項について変更があった場合(軽微な変更があった場合を除く。)及び廃業等があった場合の届出は、Web システムが稼働した以降(平成 26 年度中予定)に受け付ける予定である。このため、登録事項は平成 26 年度中まで基本的に変更のないものを登録すること。

## 9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録事業者の対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

## 10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

### 特定接種(医療分野)の登録対象者に関する基準

特定接種(医療分野)の登録対象者に関する基準は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号)において定められた基準のうち、以下の表のとおりである。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務
重大緊急医療提供を行う事業	国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

(申請年月日) 平成 年 月 日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿  
 (事業所の所在地の都道府県経由)

申請者  
 ふりがな  
 事業者名  
 ふりがな  
 代表者の氏名  
 郵便番号  
 所在地 都道府県を選択  
 電話番号 - -  
 FAX番号 - -  
 E-mail アドレス @

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	歯科診療所が所属する 郡市区歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな					
事業所名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス	@				
事業の種類	事業の種類を選択	業務継続計画を作成 していること		作成している場合は丸印を選択して下さい	
登録対象業務の従業者数(人)	○	うち申請事業者の 従業者数(人)		うち外部事業者の 従業者数(人)	

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
E-mail アドレス	@				

## 特定接種の接種体制に関する覚書

(株) 〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と 医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

### 記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 (平成 25 年厚生労働省告示第 369 号) の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役

〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号  
医療法人〇〇〇〇  
代表者

〇 〇 〇 〇

## 特定接種登録申請書の記載に関する手引き

本手引きは、特定接種（医療分野）の登録要領（健発 1210 第 1 号平成 25 年 12 月 10 日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。）に基づき、医療提供事業を行う事業者の登録申請書の記載に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いる略語（例えば、「医療提供事業」など。）については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書を記載するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。さらに、本手引きの別紙として記載例を示したので参照されたい。

登録申請書（Excel ファイル）のファイル名は、事業者名の略称、事業所名の略称及び申請年月日とし、途中でスペースは空けないこと。

（例） 緑風会インフル診療所 20131202

登録申請書には 2 つのシート（「申請書」及び「データシート」）があるが、このうち、「申請書」シートに記入すること。

登録申請書は記載内容を自動集計できるようにプログラムされているため、シート名の変更、行・列の挿入・削除など様式の変更は絶対に行わないこと。

登録申請書は、Microsoft Excel 2003 以降のバージョンを使用すること。

### 1 申請者（事業者）情報

（申請年月日）

和暦かつ半角数字で記載する。平成の文字は削除しないこと。途中でスペースは空けないこと。

（事業者名）

法人名、商号については、開設届等と一致させること。法人種別については株式会社○、公益財団法人△△など、省略せず記載すること。（株）や（公財）は用いない。

なお、国が開設している場合は、開設した省庁名、地方公共団体が開設している場合は、都道府県名、市区町村名を記載する。

また、公設医療機関において、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて記載し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者の氏名）

申請事業者の開設者（代表者）名を記載する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各

省各庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長)。

全角文字を用いること。氏名の中にスペースは不要であること。

ふりがなも、平仮名で全角文字を用いて記載し、氏名の中にスペースは不要であること。

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字で記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 Tel03-1111-2222

(E-mailアドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

## 2 事業所情報

(設立区分)

登録する事業所の設立主体をリストから選択すること。

① 民間 ② 国 ③ 都道府県 ④ 市区町村

特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人について、その職員は公務員としての身分を与えられているため、特定独立行政法人については②国、特定地方独立行政法人については、その設立団体に応じ③都道府県又は④市区町村を選択すること。なお、上記以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択すること。

また、指定管理者制度導入の公設医療機関については、③都道府県又は④市区町村を選択し、登録対象業務の従業者数については、全職員を外部事業者の従業者として登録すること。

(施設区分)



登録する事業所の施設区分はリストから選択する。

① 病院 ② 診療所（歯科を除く） ③ 歯科診療所 ④ 薬局 ⑤ 訪問看護ステーション ⑥ 助産所

（歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名）

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、原則的に、3（1）「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各郡市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行うこととしている。このため、この欄には登録申請する歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名を全角文字で記載すること。郡市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えない。

（事業所名）

医療機関名、施設名、支店名等を記載する。（事業者名と同一でも可。）

全角文字を用いて記載すること。

（例）〇〇病院、〇〇クリニック、〇〇薬局〇〇支店

（所在地）

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載すること。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

（例）〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（郵便番号、電話番号及びFAX番号）

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

（例）〒470-3231 Tel.03-1111-2222

（E-mail アドレス）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mail アドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

### 3 事業の種類及び登録対象業務の従業者について

（事業の種類）

申請事業所の事業の種類について、リストから①又は②いずれかを選択する。

なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録申請する。

① 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業 ② 重大緊急医療提供を行う事業

(1) 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業

(病院・診療所)

登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションにおいて、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とする。

具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院等に従事する医療従事者や、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではない。）を登録対象者とする。

ただし、新型インフルエンザ等により患している患者に、新型インフルエンザ等の診断、治療等以外の医療（例えば、心筋梗塞や緑内障の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

なお、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員であっても、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象とする。

(歯科診療所)

病院において、新型インフルエンザ等により患し人工呼吸器を装着する患者等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）をチーム医療として実施する歯科医師、歯科衛生士等を登録対象とする。そのため、病院と連携して当該医療を実施する歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士等についても、登録対象とする。

新型インフルエンザ等により患している患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

(薬局)

薬局における登録対象者は、処方箋に基づいて新型インフルエンザ等の治療のための医薬品の調剤業務等を行う薬剤師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な

不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等）とする。

なお、本医療の提供の業務を行う事業者の登録においては、調剤業務を行っていない薬店及びドラッグストアの従業者は登録対象とはしない。また、薬局に勤務する者であっても、一般用医薬品や日用品のみの販売等、新型インフルエンザ等治療に係る医薬品の調剤業務等に従事しない者は、登録対象とはならない。

#### （訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションにおける登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、医師の指示の下、居宅等において新型インフルエンザの診療の補助業務等を行う看護師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な不可欠な看護補助者、事務職員等とする。

なお、定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として上記に該当すれば、登録対象とする。

#### （2）重大緊急医療提供を行う事業

登録要領別添 1 の表において、重大緊急医療提供を行う事業に係る事業の種類の詳細の欄に該当する医療機関及び助産所において、対象業務の欄に該当する有資格者を登録対象とする。

#### （常勤換算）

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいう。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
- ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対象者の人数を掛けた人数（複数の勤務形態がある場合はそれぞれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。）

※ 所定勤務時間：事業所において定められている1週間の勤務時間

（例）週3日午前に勤務する医師が5人、週2日午後に勤務する看護師が10人の場合

勤務する病院における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週40時間で、午前の勤務時間を9時から12時までの3時間、午後の勤務時間を13時から18時までの5時間と仮定した場合、 $3 \text{時間/日} \times 3 \text{日} \div 40 \text{時間} \times 5 \text{（人）} + 5 \text{時間/日} \times 2 \text{日} \div 40 \text{時間} \times 10 \text{（人）} = 1.125 \text{（人）} + 2.5 \text{（人）} = 3.625 \text{（人）}$ となり、これを小数点以下で切り上げ、4（人）が上記②に該当する従業者数となる。

#### 4 登録対象業務の従業者数の記載方法

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の従業者数と外部事業者に所属の従業者数とを分けて記載する。

(登録対象業務の従業者数)

Excel シートでの登録の場合、「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した人数が挿入される。自動計算されるため、記載は不要であること。

紙での登録の場合のみ「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した値を記載すること。

(うち申請事業所の従業者数)

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(うち外部事業者の従業者数)

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(公設医療機関)

以下の例にならい、記載すること。

① 外部事業者を活用していない場合（全従業者が公務員の場合）

登録対象業務の従業者数 : A 人

うち申請事業者の従業者数 : A 人

うち外部事業者の従業者数 : 0 人

② 外部事業者を活用している場合（公務員に加え、外部事業者の従業者が従事している場合）

登録対象業務の従業者数 : B+C 人

うち申請事業者の従業者数 : B 人

うち外部事業者の従業者数 : C 人

③ 指定管理者制度を活用している場合（公務員がいない場合）

登録対象業務の従業者数 : A 人

うち申請事業者の従業者数 : 0 人

うち外部事業者の従業者数 : A 人

## 5 業務継続計画

業務継続計画※(診療継続計画)を作成している場合は「業務継続計画を作成していること」欄で「○」を選択すること。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録の対象とはならない。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

## 6 接種実施医療機関

病院及び診療所(歯科を除く。)が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

### (覚書)

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、登録要領別添3のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

### (医療機関名)

覚書を取り交わした医療機関名を全角文字を用いて記載すること。

(例) ○○病院

### (所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

### (郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 Tel03-1111-2222

### (E-mailアドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び

当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも良い。半角英数字を用いて記載すること。

記載例

(申請年月日) 平成26年1月20日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿  
(事業所の所在地の都道府県経由)

本記載例の場合は、神奈川県に提出します。

申請者  
ふりがな いりょうほうじんこうせいかい  
事業者名 医療法人厚生会  
ふりがな やまだたろう  
代表者の氏名 山田太郎  
所在地 郵便番号 470-3231  
東京都 千代田区金町1丁目2番2号  
電話番号 0311112222  
FAX番号 0311112223  
E-mail アドレス kousei@kusuri.co.jp

西暦年/月/日のように入力し、Enterを押すと和暦で記載されます。

法人名を記載してください。法人化していない個人事業主は、氏名を記載してください。

個人事業主の場合は記載不要です。

7桁の数字を入力し、Enterを押すとハイフンが間に入ります。

都道府県をリストから選択してください。

市区町村以下を記載してください。

市外局番から記載してください。ハイフン及び括弧は用いないでください。

E-mailは半角英数字で記載してください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	①民間	施設区分	②診療所（歯科を除く）	歯科診療所が所属する 都市区歯科医師会名 (%)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな	いんふるえんざよぼうしんりょうじょ				
事業所名	インフルエンザ予防診療所				
所在地	郵便番号 222-3262	神奈川県 川崎市川崎区1丁目2番3号 新型ビル3階			
電話番号	0421111111	FAX番号	0421111112		
E-mail アドレス	inlu@clinic.co.jp				
事業の種類	①新型インフルエンザ等医療提供 を行う事業	業務継続計画を作成 していること	○		
登録対象業務の従業者数(人)	7	うち申請事業者の 従業者数(人)	5	うち外部事業者の 従業者数(人)	2

7桁の数字を入力し、Enterを押すとハイフンが間に入ります。

都道府県をリストから選択してください。

市区町村以下を記載してください。

市外局番から記載してください。ハイフン及び括弧は用いないでください。

E-mailは半角英数字で記載してください。

プルダウン形式です。リストから選択してください。

自動計算されますので、ここには何も記入しないでください。

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号	都道府県を選択			
電話番号			FAX番号		
E-mail アドレス					

自事業所で接種を実施するため、記載していません。

## 特定接種（医療分野）の登録Q & A

### 登録対象の考え方

#### 新型インフルエンザ等医療

#### 病院・診療所

問 1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

（答）新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問 2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問 3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問 4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

（答）普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問 5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。



(答) 新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型インフルエンザ等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

(答) 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。その点をご了承いただいた上で、申請をお願いします。この場合は、新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。

なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外となります。

問7. 新型インフルエンザ等の予防接種（特定接種や住民接種）のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型インフルエンザ等医療提供とは、具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などの提供を言います。

問8. 薬局等と覚書を交わす接種実施医療機関は、特定接種の医療機関である必要はありますか。

(答) 接種実施医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はありません。

また問7でお示ししたとおり、予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。

#### 歯科診療所

問9. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求めら

れるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

なお、新型インフルエンザ等により患っている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 10. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象者となります。

#### 薬局

問 11. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 12. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 13. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象となりません。

問 14. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を行う病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者(多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。)については、

登録の対象とされています。

薬局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

### 訪問看護ステーション

問 15. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）新型インフルエンザ等により患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話を行うことをいいます。

問 16. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問 17. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

（答）定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

### 助産所

問18. 助産所は登録対象となりますか。

（答）重大緊急医療提供を行う事業として分娩を取り扱う助産所は登録対象となります。なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問19. 分娩を取り扱わない助産所は登録対象となりますか。

(答) 対象となりません。ただし、問 18 において示したとおり、分娩を取り扱う助産所は重大緊急医療提供を行う事業に該当し、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

### 重大緊急医療

問20. 重大緊急医療提供に係る登録対象者は、具体的にはどのような者を指しますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類  
の細目」に記載の医療機関等において、当該対象業務に従事する有資格者が対象となります。

問21. 眼科、皮膚科、精神科など単科の医療機関であっても、重大緊急医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類  
の細目」に記載の医療機関に該当すれば、重大緊急医療提供事業として登録の対象となります。

### 常勤換算

問22. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問23. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員 A さんの登録対象業務に従事する 1 週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の 1 週間当たり勤務時間（所定勤務時間）で除した数字に 1 人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週 40 時間の病院において、週 3 日、午前中（8 時から 12 時までの 4 時間と仮定）だけ勤務する A さんについて常勤換算した従業者数は、4 時間/日 × 3 日 ÷ 40 時間 × 1 人 = 0.3 人となります。

問24. 複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した $2日 \div 5日 \times 1人 = 0.4人$ として登録し、B病院においても常勤換算した $3日 \div 5日 \times 1人 = 0.6人$ としてそれぞれ登録してください。

### その他

問25. 外部事業者も登録対象となりますか。

（答）登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問26. 指定公共機関、指定地方公共機関等の団体は登録対象となりますか。

（答）登録の対象となるかどうかは、指定公共機関又は指定地方公共機関であるかを問わず、登録基準告示において示した事業に該当するかどうかによって決まるものです。

### 登録の事務

問27. 特定接種については国が実施主体であるが、なぜ医療関係者の登録について、都道府県等が登録の事務において協力する必要があるのですか。

（答）今回の医療関係者の登録は、政府行動計画における特定接種の接種順位の基本的考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等や、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療関係者から登録を開始しようとするものです。

この登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力をお願いしていますが、これは、

- ① 医療関係者への特定接種により、新型インフルエンザ等発生時における各地域の医療体制の維持に資することが期待されるものであり、日頃から、地域の医療機関等の指導を行っている保健所が最も医療機関の状況を把握していると考えられること

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 4 項においては、厚生労働大臣は登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、都道府県知事や市町村長に必要な協力を求めることができるとされていること

③ ワクチンの供給については、都道府県が担う役割であり、都道府県は、登録対象となる医療関係者を把握しておくことが重要であること

を踏まえたものです。

また、今後、医師会や病院団体等の関係団体の全国組織が傘下の医療機関等に対して医療関係者の登録に関する説明会を開催する予定と聞いており、その場合には、厚生労働省からも積極的に出向き、このような関係団体ルートを通じても本件の周知を行っていきたいと考えています。

今回の医療関係者の登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力が不可欠であり、是非ともご協力いただきたいと思います。

問28. 登録申請書を紙で受け付けた場合、その内容をエクセルシートへ転記することとされていますが、これは、各保健所が紙ベースで都道府県に提出し、都道府県が一括して転記するのですか。

(答) 登録申請書の受付、確認、転記などは、原則として、各保健所で行っていただき、都道府県はそれを取りまとめ、厚生労働省に提出していただきたいと思います。

問29. 登録申請書提出の締め切りを過ぎた場合は、受け付けてもらえませんか。

(答) 医療関係者の登録申請については、3月末を一旦の期限とすることとしています。この期限に間に合わなかった場合は、平成 26 年度中に Web を利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。都道府県は、3月末以降 Web システム稼働までは、登録申請や修正を受け付ける必要はありません。なお、都道府県がとりまとめるに当たり支障が生じ、特段の配慮が必要となる場合には、厚生労働省にご相談ください。

問30. 提出期限の平成 26 年 3 月 20 日とは、医療機関等から都道府県への申請期限なのですか。厚生労働省への提出期限なのですか。

(答) 厚生労働省への提出期限です。

問31. E-mail アドレスの登録は必須ですか。E-mail アドレスを持たない診療所等は、登録できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の発生時や登録更新時の連絡などに使用するため、E-mail アドレスの登録は必須です。なお、記載の手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えありません。

問 32. 申請書の内容に疑義が生じた場合、都道府県経由で照会すると登録要領に記載がありますが、その際の必要な指示等は厚生労働省から示されますか。

(答) 都道府県における確認の時点で疑義が生じた場合には、適宜照会していただいて構いません。また、厚生労働省における確認の時点で疑義が生じ、都道府県に照会をお願いする場合には、疑義が生じた理由をお示ししつつ、例えば登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠をご確認いただきたいなどといったお願い等を行う予定です。

問 33. 登録申請書とともに登録者名簿や総従業者数などの資料を提出してもらうべきではないですか。

(答) 登録要領に記載のとおり、登録者名簿や従業者数の提出を、求めるものではありませんが、登録申請内容に疑義がある場合には、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととしています。

問 34. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録申請はどのように行うのですか。

(答) 都道府県においては、各都道府県歯科医師会に周知をし、登録申請のとりまとめを行ってください。おおむね各郡市区歯科医師会あたり1歯科診療所を推薦していただき、各都道府県歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録申請をしていただきたいと思います。

問35. 各郡市区歯科医師会あたり1歯科診療所の推薦とあるが、病院と連携して新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所が地域に複数か所あった場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 各郡市区歯科医師会あたり1歯科診療所を原則としていますが、箇所数については、新型インフルエンザ等医療を提供する病院との医科歯科連携の実態、地理的な事情、人口規模等を考慮して決定していただきたいと思います。

問 36. 訪問看護ステーションについて、登録申請の内容の確認はどの部署がすればよいですか。

(答) 訪問看護ステーションは、介護保険法（平成9年法第123号）に基づき、都道府県知事（事業所の所在地が指定都市・中核市である場合は指定都市・中核市市長）が指定を行っています。

このため、保健所が訪問看護ステーションに係る情報を把握していない場合は、介護保険法に基づく指定事務を担当している介護保険主管部局と協力して、都道府県内

で確認していただきたいと考えています。

問 37. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、登録手続告示第5条第2項においてお示ししたとおり、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問 38. 登録申請に関する情報提供は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 登録申請書であるエクセルシート、記載の手引き、Q&A等を厚生労働省のホームページに掲載します。

また、可能な限り、各都道府県等においても、それぞれのホームページから登録申請書のダウンロードや参考資料の閲覧等ができるようにしていただきたいと考えています。

#### 業務継続計画（診療継続計画）

問 39. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することはできますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画（診療継続計画）を作成することとされています。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。業務継続計画の作成に時間がかかるということについては、まずは、業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考え方から、今般の申請に当たっては、初版に当たるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示ししています。

問 40. 業務継続計画を提出する必要はありますか。

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、提出する必要はありません。ただし、登録手続告示第3条第4項にお示ししたとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

問 41. 業務継続計画を作成していないことを都道府県等が知った場合、厚生労働省へ報告する必要はありますか。

(答) 登録手続告示第5条第1項又は第8条第1号の規定に該当するため、業務継続計画を作成していないことが判明した場合は厚生労働省へ報告していただきたいと考えて



います。また、その場合、登録手続告示第9条第4項の規定にあるとおり、登録が削除されることがあります。

### 登録事務に係る補助金

問 42. 特定接種の登録業務にかかる補助金については、なぜ補助率 1/2 なのですか。

(答) 特定接種の登録については、地域の医療体制や社会機能の維持・確保のために実施されるものであるため、国と地方公共団体が共同して実施する事務であり、円滑な運営を期するために、その登録業務に係る費用負担については補助率 1/2 として協力していただくこととしています

問 43. 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県とされているが、保健所を設置している政令市や特別区に対する補助金の交付はありますか。また、補助金の交付がない場合における政令市、特別区の事務負担の財政措置のスキームはどのようなものがありますか。

(答) 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県であるため、政令市、特別区に対する国からの直接補助はありません。そのため、政令市、特別区におかれましては、都道府県と連携を図りながら、都道府県からの事務委託等として協力要請があれば必要に応じてご協力いただきたいと思います。

問 44. 平成 25 年度の補助金交付のスケジュールを教えてください。

(答) 平成 25 年 12 月中に厚生労働省が各都道府県から要望額を聞き取り、これらを取りまとめ、平成 26 年 1 月以降に交付申請の受理及び交付決定を行う予定です。

問 45. 平成 26 年度以降における登録や修正等の事務に係る補助金の交付はありますか。

(答) 平成 26 年度以降についても、平成 25 年度と同様の補助事業を行う予定です。

問 46. 郵送料も補助金の対象となりますか。

(答) 郵送料を含めた役務費を対象経費とする予定です。

### 接種体制

問 47. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

(答) 事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定接種の

対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くとは限りません。

問 48. 特定接種の実施の際には、登録事業所の接種実施医療機関に対して、10ml バイアルのワクチンが供給されるのですか。

(答) 供給バイアルサイズについては、10ml 等のバイアルで供給することを想定していません。

なお、集団的接種が不可能又は不適切である接種対象者、各会場における端数の人数及び小規模な医療機関の医療従事者への接種等に対応するため、一定程度は 1ml 等の小さなバイアルを確保することを想定しています。

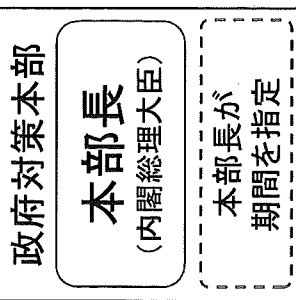
問 49. 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「100 人以上を単位として接種体制を構築する」とあるが、個々の事業所が、100 人以上の体制を構築する必要がありますか。

(答) 今回の医療関係者の登録については、接種体制が構築されていれば、一つの事業所からの登録対象者が 100 人以下であっても、登録の対象となります。

## 特定接種について (参考)

新型コロナウイルス等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

### 接種のイメージ



・登録事業者(医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの)の従業員に対する特定接種の実施  
・対策の実施に携わる国家公務員に対する特定接種の実施  
※ 登録事業者、都道府県、市町村は接種や登録に協力



・対策の実施に携わる地方公務員に対する特定接種の実施

### 根拠等

○ 特定接種は、新型コロナウイルス等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

### 留意点

- 登録事業者には、新型コロナウイルス等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型コロナウイルス等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

# 特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- ※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野		サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	グループ③
その他の登録事業者		飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

- ※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。
- ※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。
- ※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

## 特定接種に関する医療関係者の登録について

- 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※<sup>1</sup>を登録することが想定されている。
- このため、新型コロナウイルス感染症等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※<sup>2</sup>を踏まえ、新型コロナウイルス感染症医療等に従事する医療関係者※<sup>3</sup>について、年内に登録を開始する。
  - ※<sup>1</sup> 100万を超える事業所が対象となるものと想定。
  - ※<sup>2</sup> ①医療関係者、②新型コロナウイルス感染症対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。
  - ※<sup>3</sup> 新型コロナウイルス感染症医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする（美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く）。
- 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

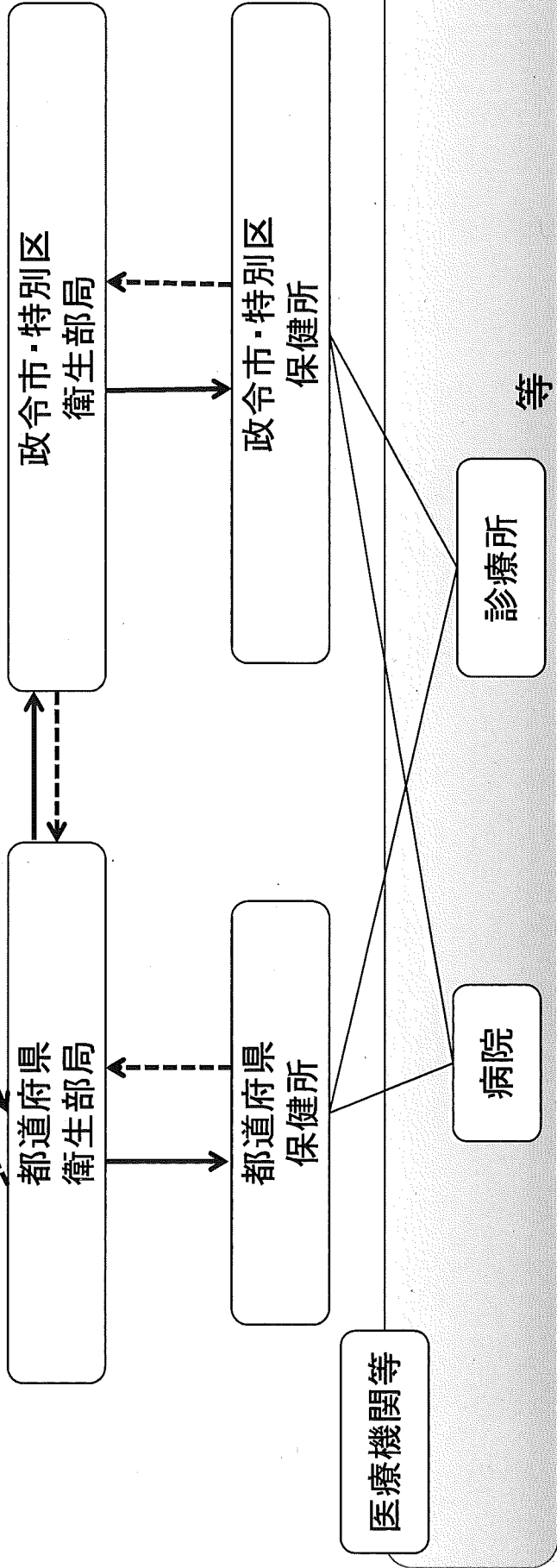
# 医療関係者の申請のイメージ

→ 登録依頼

-----> 登録申請

厚生労働省  
・健康局結核感染症課  
・医療機関等担当課

※医療機関等は、原則、申請書をダウンロードし、記入後、所定のメールアドレスへ送信する。



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

## 医療関係者の登録申請スケジュール

平成25年12月10日

特定接種の登録に係る告示及び  
特定接種(医療分野)の登録要領の発出

都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知

医療機関等から都道府県等への登録申請

平成26年3月20日

都道府県から厚生労働省への登録申請

平成26年度中

国民生活・国民経済安定分野について、Webシステム  
による登録の開始